

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和5年10月27日午前10時10分頃、鴨川市東町1065番の市道八幡東線において、職員が草刈作業を行っていた際、石が飛散し、同市道を走行中の相手方所有の車両に当たり、同車両を損傷させたもの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額 車両リアガラス及びバックドア損傷 375,661円

代車費用 117,000円

(4) 過失割合 市100%

(5) 損害賠償額 492,661円

(6) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金492,661円をもって和解する。

3 専決処分日

令和6年1月18日